

住宅改修などへの支援を行います

市は、住宅の省エネ化リフォームや、空き家を改修・解体する工事の支援を実施しています。
 申請を希望する人は、所定の申請書(建築住宅課または市ホームページにあります)に必要書類を添えて、建築住宅課へ提出してください。
 詳しくは、■建築住宅課(☎2072)へ。

空き家改修・解体費用補助

空き家を住宅としてリフォームする費用や解体する費用を補助します。別表1または別表2を確認し、必ず工事着手前に申請してください。

申込開始日 4月1日(月)
 ※予算に達し次第締め切り

(別表1) 空き家改修補助要件

下記の項目の全てに該当すること	
<input type="checkbox"/>	すでに所有している空き家または新しく居住するために取得する空き家である
<input type="checkbox"/>	対象の物件は、個人が所有し、1年以上空き家となっている
<input type="checkbox"/>	共同住宅、長屋住宅、給与住宅ではない
<input type="checkbox"/>	工事を市内事業者が発注する
<input type="checkbox"/>	申請者の市税に滞納がない
<input type="checkbox"/>	過去に同じ補助金を受けていない

⇒20万円以上の工事に対し、費用の10%を補助(上限30万円)
 ⇒次のいずれかに該当する場合は、20万円を加算
 ①市外転入者 ②若者夫婦世帯 ③若者パートナーシップ宣誓世帯 ④子育て世帯 ⑤居住誘導区域内

(別表2) 空き家解体補助要件

下記の項目の全てに該当すること	
<input type="checkbox"/>	空き家の所有者またはその相続人である(ほかにも要件があります)
<input type="checkbox"/>	対象の物件は、個人が所有し、1年以上空き家または特定空家となっている
<input type="checkbox"/>	工事を市内の事業者が発注する
<input type="checkbox"/>	所有権以外の権利が設定されていない
<input type="checkbox"/>	居住している住宅と同じ敷地内でない
<input type="checkbox"/>	空き家の全部を解体する
<input type="checkbox"/>	公共事業によるものではない
<input type="checkbox"/>	申請者の市税に滞納がない
<input type="checkbox"/>	過去に同じ補助金を受けていない

⇒20万円以上の工事に対し、費用の10%を補助(上限20万円)
 ⇒居住誘導区域内にある場合は、10万円を加算

住宅エコリフォーム補助

住宅の省エネルギー化のためのリフォームにかかる費用を補助します。別表3および別表4を確認し、必ず工事着手前に申請してください。

申込開始日 4月1日(月)
 ※予算に達し次第締め切り



(別表3) 住宅エコリフォーム補助要件

下記の項目の全てに該当すること	
<input type="checkbox"/>	申請者が市内に住民登録をしている個人で、本人が居住する個人住宅である
<input type="checkbox"/>	新築、別荘等の物件や、賃貸・売買などを目的とした住宅でない
<input type="checkbox"/>	工事の内容が別表4のいずれかに該当する
<input type="checkbox"/>	工事着手前である
<input type="checkbox"/>	工事を市内事業者が発注する
<input type="checkbox"/>	市の他の補助制度を利用し、リフォームした箇所と重複していない
<input type="checkbox"/>	申請者の市税に滞納がない
<input type="checkbox"/>	過去に同じ補助金を受けていない

⇒20万円以上の工事に対し、費用の5%を補助(上限10万円)

(別表4) 補助対象となる改修工事

種類	内容
外装	屋根の塗装、防水など
	外壁の張替、塗装など
内装	開口部に係るもの
	床、壁、天井など全般
設備	給排水衛生設備
	空気調和設備
	電気設備
上記に付随するもの	

※補助対象とならない工事の例は、ホームページを確認してください。不明な場合は、建築住宅課へ問い合わせてください。

その他の要件など、詳細は、市ホームページ(各2次元コードからアクセス)を確認してください